

第10回 熊野川懇談会

議 事 録

令和2年7月13日（月）

開催場所 新宮市役所庁舎別館 大会議室

○ 河川管理者

大変長らくお待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、ただいまより第10回熊野川懇談会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、紀南河川国道事務所、津村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って進行をさせていただきます。

会議に当たり、会場の皆様へのお願いがあります。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、来場の皆様にはマスクを着用いただき、着席いただいております。周りの方との間隔確保をお願いいたします。会議中に体調不良となった場合には、係の者に一声かけて退室をお願いいたします。報道関係の皆様には、撮影は冒頭の委員長挨拶までとさせていただきます。議事進行、ソーシャルディスタンスの確保をお願いいたします。懇談会終了は15時30分を予定しておりますが、できるだけ短時間で終了できるよう、ご協力をお願いできればと思います。

それでは、まず始めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料ですが、議事次第、熊野川懇談会委員名簿、席次表、資料1、熊野川懇談会規約について、資料2、熊野川懇談会の情報公開方針について、資料3、熊野川懇談会の役割と経緯、資料4、熊野川の概要、資料5、今後の予定、資料6、気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について答申概要、以上、合わせまして9点でございます。資料の不足等がございましたら、庶務までお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、報道関係の皆様のカメラ撮りは、この後の委員長挨拶までとさせていただきます。また、会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。それから、携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに設定させていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。

まず、開会に当たりまして、ウェブでの参加となっております近畿地方整備局河川計画課長の橋爪より挨拶を申し上げます。

○ 橋爪河川計画課長

皆さん、聞こえておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいまご紹介いただきました近畿地方整備局河川計画課長の橋爪でございます。

本日はお忙しい中、こういう形でご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、コロナウイルスの感染症対応ということで、こうしたオンラインでのご参加も含めて今日の熊野川懇談会という開催になりまして、我々もこうした会議、いくつかやっているのですが、まだ慣れていないというところもありまして、不手際等、スムーズにいかないところがあるかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。

それでは、開会に当たりまして一言だけご挨拶ということでございますが、この熊野川懇談会、平成21年以来約10年ぶりの開催ということでございます。また後ほど事務局のほうから詳細なこれまでの経緯をご説明しますが、当時、河川整備計画について議論をこの懇談会でしていたと承知をしています。

ただ、平成23年の台風12号、いわゆる紀伊半島大水害が起こりまして、熊野川は大きな被害を受けました。そのときの洪水は今の河川整備基本方針を大きく超える洪水でございまして、そうしたことも受けまして、河川整備基本方針の変更について検討を進めてきたというところがございます。方針の変更ということもしてきたのですが、一方で、大分被害を受けましたので、再度災害防止対策ということで、我々、国のほうも新宮市さんや紀宝町さん等と連携しまして、築堤や河道掘削等の再度災害防止対策をさせていただいておりました。

また、直轄上流の部分は、和歌山県さん、三重県さん等の県さんのほうで事業を進めていただきまして、かなり事業が進んできたというところ、あとは上流の利水ダムということで、電源開発さん等が利水ダムの治水協力ということで、治水のために事前放流をしていただくという取組もこの平成23年の台風をきっかけにやってきておりまして、河川だけでなく流域全体として治水対策を進めてきたというところがございます。

また方針の話に戻りますと、先ほど申し上げましたとおり、平成23年の洪水が現行の基本方針の流量を超えているということで、変更に向けて今検討を鋭意進めているという状況でございます。近年は気候変動の影響ということもあって、そうしたものもちゃんと計画に盛り込んでいくべきということもありまして、そうしたことも含めて技術的検討を今進めているところでございまして、可能な限り早期に河川整備基本方針を変更していきたいと思っております。

一方で、その河川整備基本方針が策定された後には、速やかに河川整備計画をつくっていくということになるかと思えます。そうした場合には、本日のこの熊野川懇談会の委員の皆様からいろんなご意見を頂くということになるかと思っております。

本日は久しぶりの開会ということでございますので、委員長の選出ですとか、規約の話とか、進め方の話と、あとはこの10年の熊野川の整備の概要とか、そうした話がメインになろうか

と思いますけれども、今後、河川整備計画の話をしていくこととなりますので、そうしたことも見据えまして、本日は活発な意見交換ができればありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 河川管理者

続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。熊野川懇談会委員名簿に従いましてご紹介させていただきます。

なお、本日は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、ウェブを利用して7名の委員にご参加していただいております。

まず、ウェブ会議でご参加の和歌山大学システム工学部教授の井伊委員でございます。席次表では会場での出席となっておりますが、ウェブでの参加に変更となっております。

○ 井伊委員

井伊ですけど、よろしくお願いいたします。

○ 河川管理者

続きまして、浦島観光ホテル株式会社取締役、浦木林業株式会社代表取締役、泉委員でございます。

○ 泉委員

泉です。どうぞよろしくお願いいたします。初めて参加させていただきます。

○ 河川管理者

ウェブ会議でのご参加の三重大学大学院生物資源学研究科教授、加治佐委員でございます。

○ 加治佐委員

三重大の加治佐です。よろしくお願いいたします。

○ 河川管理者

同じくウェブ会議でのご参加の和歌山大学食農総合研究教育センター教授、岸上委員でございます。

○ 岸上委員

和歌山大学の岸上です。私も本日初めての参加となります。よろしくお願いいたします。

○ 河川管理者

元新宮商工会議所女性会会長、清岡委員でございます。

○ 清岡委員

清岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 河川管理者

元和歌山大学教育学部教授で、現在、和歌山県立自然博物館館長の高須委員ですが、本日はご欠席でございます。

それから、続きまして、元和歌山県立新宮高等学校教諭で、現在、熊野自然保護連絡協議会副会長の瀧野委員でございます。

○ 瀧野委員

瀧野です。よろしく申し上げます。

○ 河川管理者

続きまして、京都大学大学院工学研究科教授、立川委員は、15時頃からのウェブでの参加と伺っております。

続きまして、河川を美しくする会副会長の中島委員でございます。

○ 中島委員

中島です。どうかよろしく願いいたします。

○ 河川管理者

続きまして、株式会社テレビ和歌山報道制作本部局長、早坂委員ですが、本日はご欠席となっております。

続きまして、京都大学防災研究所教授、藤田委員でございます。

○ 藤田委員

京都大学防災研究所の藤田でございます。よろしく願いいたします。

○ 河川管理者

続きまして、ウェブでご参加の中部大学名誉教授、松尾委員でございます。

○ 松尾委員

松尾です。よろしく申し上げます。

○ 河川管理者

同じくウェブでの参加の京都大学防災研究所教授、森委員でございます。

○ 森委員

京都大学の森でございます。初めての参加になります。よろしく申し上げます。

○ 河川管理者

続きまして、国際熊野学会代表委員、熊野三山協議会幹事、山本委員でございます。

○ 山本委員

名前だけは大きい学会の代表をしております山本です。よろしくお願いします。

○ 河川管理者

ウェブでご参加のエネルギー戦略研究所株式会社取締役、横田委員でございます。

○ 横田委員

横田でございます。私も今回からの参加でございます。よろしくお願いいたします。

○ 河川管理者

本日は、懇談会委員総数15名のうち、高須委員、早坂委員がご所用のためご欠席と伺っております。また、立川委員はご所用により、15時頃からのウェブで参加と伺っております。

したがいまして、現在12名の委員の皆様にご出席をいただいております。ウェブによる参加については、後ほどの議事の規約改正で改めて説明させていただきます。

熊野川懇談会規約第6条3項、「懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する」と記載がありますとおり、定足数に達していますので、本懇談会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、河川管理者側を紹介させていただきます。

ウェブで参加となっております近畿地方整備局河川部河川計画課、橋爪課長でございます。

○ 橋爪河川計画課長

橋爪です。よろしくお願いします。

○ 河川管理者

近畿地方整備局紀南河川国道事務所、川尻事務所長でございます。

○ 川尻紀南河川国道事務所長

川尻です。よろしくお願いいたします。

○ 河川管理者

続きまして、近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所、柳瀬事務所長でございます。

○ 柳瀬紀の川ダム統合管理事務所長

柳瀬でございます。どうかよろしくお願いします。

○ 河川管理者

本日同席いただいております和歌山県河川課、坂口主幹でございます。

○ 坂口主幹（和歌山県河川課）

坂口です。よろしくお願いします。

○ 河川管理者

続きまして、三重県河川課、松永主幹兼係長でございます。

○ 松永主幹兼係長（三重県河川課）

松永です。よろしくお願いします。

○ 河川管理者

ウェブでご参加の奈良県河川整備課、千葉主幹でございます。

続きまして、電源開発株式会社西日本支店、新村支店長代理でございます。

○ 新村電源開発株式会社西日本支店長代理

新村でございます。よろしくお願いいたします。

○ 河川管理者

それでは、議事のほうに移らせていただきたいと思います。

議事の1番目、委員長及び委員長代理の選出についてご説明いたします。規約第5条に「懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める」とあります。

どなたか委員長に推挙していただけるでしょうか。

ご意見がなければ、庶務案としましては、藤田委員に委員長をお願いすることで提案させていただきますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○ 河川管理者

異議がないようなので、それでは、藤田委員、委員長をよろしくお願いいたします。（拍手）

委員長席への移動をお願いいたします。

続きまして、委員長挨拶ということで、よろしくお願いします。

○ 藤田委員長

皆様、先ほど委員長にご指名いただきました京都大学防災研究所の藤田と申します。大変な責任を感じておりますが、何とか頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単に自己紹介だけですが、私は、大学では土砂水理学というものをベースにして、砂防とか、それから河川環境の問題とか、または土砂管理の研究を進めております。それから、この懇談会につきましては平成20年度から参加させていただいております、当時、椎葉委員長の下で参加させていただきました。

また、この熊野川につきましては、若いときは上流の十津川村とか天川村で溪流釣りをしたりして楽しんでいたのですが、紀伊半島大水害以降は、主に災害調査でこの流域については河口から上流側でくまなく調査いたしました。

そういった経験を通して感じているのは、この熊野川はいわゆる自然環境、または文化や歴史、これはもう日本でも有数の、日本一と言っても過言でないような川だと思いますし、残念ながら災害につきましても、紀伊半島大水害や十津川大水害という水害に代表されますように、災害につきましても非常に大規模なものが起こるところでございます。この懇談会を通して熊野川の安全と環境、それから利活用、これについて、バランスの取れた熊野川のあり方はどうであるかということが議論できて、いい提言ができたらと思いますので、委員の皆様にもご協力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 河川管理者

報道関係の皆様のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

続きまして、規約第5条3項の「委員長に事故があるときは、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する」に従いまして、委員長代理を委員長より指名していただきます。委員長よろしく願いいたします。

○ 藤田委員長

それでは、瀧野委員を委員長代理に指名させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

○ 河川管理者

ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事については委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○ 藤田委員長

それでは、開始させていただきます。議事のほうを進めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

まず、議事2の熊野川懇談会規約について、河川管理者より説明をお願いいたします。

○ 河川管理者

河川管理者の紀南河川国道事務所の二階堂でございます。座って資料のご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

熊野川懇談会規約は、平成16年10月30日に施行され、その後、平成18年10月7日に改定されております。今回、昨今のインターネット環境の普及など社会情勢を踏まえ、規約第6条2項に、「インターネット等を利用した参加も出席とする」を追加したいと考えております。

○ 藤田委員長

ただいまご説明がありましたが、委員の方からご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。規約についてですが、ウェブからも特にご意見ありませんでしょうか。

ありがとうございました。

○ 河川管理者

すいません、規約の改訂の裏面について、第9条についても、「出席委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う」ということで、「出席」という文言を加えさせていただいております。

○ 藤田委員長

分かりました。その点も含めまして皆さんご確認いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、この議事については皆さんお認めいただけたということで、進めたいと思います。

それでは、議事3の熊野川懇談会情報公開方法について、河川管理者からご説明をお願いいたします。

○ 河川管理者

熊野川懇談会情報公開方法につきましてご説明させていただきます。

資料につきましては、資料2をご覧ください。

熊野川懇談会の情報公開方法につきまして、近年のインターネット普及などを踏まえて、第5条3について、「議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、関係機関の情報コーナーで配布する外、ホームページで公開する」とし、毎回紙で作成し配布してはりましたが、インターネットも普及していることから、「必要に応じて」配布するに変更させていただきたいと

思います。紙のニュースレターをなくすという意図ではなく、各回の懇談会終了時等にご意見を頂き、紙での作成・配布について決めさせていただければと考えております。

説明は以上でございます。

○ 藤田委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました熊野川懇談会の情報公開方法に関して、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

これまではニュースレターは毎回発行していたということですかね。ということですが、今回はホームページで公開はしますが、ニュースレターにつきましては必要に応じて配布するという点を変更したいということですが。

これは、毎回どうするかはこの懇談会で協議するというのでしょうか。

○ 河川管理者

はい、協議させていただきたいと考えております。

○ 藤田委員長

本日の分につきましても、懇談会の最後にどうするかは皆さんの意見聞くということですね。

○ 河川管理者

はい。

○ 藤田委員長

一応、方法としては、インターネットによりホームページで公開をして、ニュースレターにつきましても必要に応じて配布するということですが、どなたかご意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご提案のとおりの方法で情報公開をしていただくということで、よろしくお願いたします。

○ 松尾委員

すいません。松尾ですが。

○ 藤田委員長

どうぞ、松尾先生。

○ 松尾委員

資料を画面に映し出すことはできないのでしょうか。

○ 藤田委員長

今の会議でこの資料を共有して画面に映すことは可能でしょうか。事務局のほう。

松尾委員は資料が画面に映ったほうが良いということですね。

オンライン会議をやっておられる方で、この会議の資料を画面に出すこと、共有することはできますか。

今、共有されていますでしょうか。

○ 松尾委員

はい、分かります。

○ 藤田委員長

ご覧いただけますか。

(「見えます」の声あり)

○ 藤田委員長

それでは、もう一度規約を全体的に見たほうがよろしいでしょうか。

○ 松尾委員

それは結構です。次の資料からで結構です。

○ 藤田委員長

では、この後の資料につきましても画面でお見せするというので大丈夫でしょうか。

資料につきましては、画面で共有できるようにお願いいたします。

松尾委員、それで結構でしょうか。

○ 松尾委員

はい、それで結構です。ありがとうございます。

○ 森委員

藤田先生、森です。

○ 藤田委員長

どうぞ、森委員。

○ 森委員

藤田先生、森です。可能ならば、Zoomの画面共有機能で共有していただいたほうがはっきり見えると思います。今、後ろのスクリーンの画面が見えております。できればZoomの画面共有をお願いしたいなと思います。可能な範囲でよろしく申し上げます。

○ 藤田委員長

今、直接画面、スクリーンを映しているのですかね。

○ 森委員

そうです。

○ 藤田委員長

でなくて、Zoomの機能で共有できますかね、今。多分、資料がそのパソコンの中に入っていたら簡単にできると思うんですけど。

○ 森委員

見えました。ありがとうございます。

○ 藤田委員長

森委員、大丈夫ですか。

○ 森委員

ええ。はっきり見えております。よろしくをお願いします。

○ 藤田委員長

それでは、これから説明するときに、説明者は画面共有、ちょっとスクロールしながら説明しているところが見えるようにしてやっていただくようお願いいたします。

それでは、まず、情報公開の仕方につきましては、この事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。もう一度確認します。

(「異議なし」の声あり)

○ 藤田委員長

これについてはお認めいただいたということで、次に進めさせていただきたいと思います。議事につきましては以上ですね。

それでは、次に、説明事項に移らせていただきたいと思います。

河川管理者のほうから、熊野川懇談会の役割と経緯、熊野川の概要までをご説明お願いいたします。

○ 河川管理者

それでは、熊野川懇談会の役割と経緯についてご説明させていただきます。

資料については、資料3をご覧ください。

資料3の2ページ目からご説明させていただきます。

まず、熊野川懇談会の役割についてですが、近畿地方整備局では、直轄管理区間における新宮川水系河川整備計画を策定するに当たり、学識経験者から意見を聞くことを目的として、熊野川懇談会を平成16年10月に設置いたしました。

懇談会の目的ですが、懇談会規約より、懇談会は、熊野らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、直轄管理区間における熊野川河川整備計画の原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取・反映方法について提言し、河川整備計画の策定に寄与することを目的としております。

今回の熊野川懇談会では、15名の委員の方に委嘱させていただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。

河川整備計画の策定についてです。図の左側から策定に関わる流れを示させていただいております。

まず、長期的な河川整備の基本となるべき河川整備基本方針を策定いたします。その後、今後二、三十年の具体的な河川整備の内容を示した河川整備計画を策定いたします。整備計画の策定に当たっては、整備計画の原案をまず作成し、それに対して、学識者や住民からご意見を頂き、整備計画案を決定いたします。その後、近畿地方整備局が地方公共団体の長からご意見を頂き、河川整備計画の決定、そして公表を行います。

続きまして、4ページをご覧ください。

熊野川懇談会の審議対象です。

今回策定いたします河川整備計画は、新宮川水系の直轄管理河川区間であり、図に赤枠で示しております熊野川下流区間と上流部に位置する猿谷ダムの管理区間となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。

審議範囲の詳細図を示しております。

左側にございますのは、先ほどご紹介いたしました上流部に位置する猿谷ダム管理区間の詳細図でございます。また、右側にございますのが下流区間の詳細図でございます。

下流区間については、熊野川本川が河口から5kmまでの区間、熊野川の3km付近で合流します相野谷川については合流部から5.7kmまでの区間、また、熊野川河口付近で合流しております市田川については合流部から2kmまでの間がそれぞれの範囲となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

熊野川懇談会の経緯についてです。

熊野川懇談会は、平成16年の設置以降9回開催しており、第10回は出席委員が少なく不成立で、報告会となりました。懇談会の他、検討会を8回、グループ会議、語る会、現地見学会を実施しております。

第9回懇談会で、明日の熊野川整備のあり方を発表いただき、その後の報告会において、整備計画原案の検討段階として素案を提示し、ご意見をお聞きしておりました。

平成22年3月の報告以降も日程調整をさせていただいたりしておりましたが、開催できないうちに、平成23年の東日本大震災、また、紀伊半島大水害を受け、本日まで懇談会が開催できておりませんでした。また、平成23年に発生しました紀伊半島大水害によって甚大な浸水被害が発生し、そのことが原因で河川整備基本方針を見直す必要が生じました。

今後、懇談会を重ねながら、基本方針の見直しができるれば整備計画原案をお示しし、さらにご意見をいただけたらと考えております。

資料3の説明は以上です。

続きまして、熊野川の概要についてご説明させていただきます。

資料については、資料4をご覧ください。

資料4、2ページ目からご説明させていただきます。

熊野川は、その源を奈良県吉野郡天川村の山上ヶ岳に発し、途中、北山川と合流し、熊野灘に注ぐ一級河川となっております。

流域の気候は全国でも有数の多雨地帯であり、年平均降水量は約2,800mmで、全国平均の約1.6倍となっております。

また、流域の人口・資産は、ページ左下の熊野川河口付近の写真にもありますとおり河口付近に集中しており、写真左側が和歌山県新宮市、右側が三重県紀宝町となっております。

古くから林業が盛んで、河口の新宮市は木材の集積地としてにぎわい、製紙業、製材業が発達し、また、平成16年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に指定されたことを受け、観光業も盛んとなっております。熊野川についても「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。

熊野川の主な洪水についてです。

熊野川では、全国でも有数の多雨地帯であることから、大規模な洪水が多発しており、特に昭和34年9月洪水では、基準地点である相賀において1万9,000m³/s規模の洪水が発生

し、死者・行方不明者5名、家屋全半壊466戸、床上・床下浸水1,883戸の甚大な被害が発生いたしました。

後ほど詳しくご説明いたしますが、平成23年9月台風12号では、それまでの最大洪水であった昭和34年の伊勢湾台風を超える規模の洪水約2万4,000 m^3/s が生じ、熊野川本川では堤防を越水、相野谷川でも輪中堤を越水するなど、甚大な被害が発生いたしました。

また、記憶に新しいかとは思いますが、平成29年の台風21号豪雨でも、主に新宮市において甚大な内水被害が生じました。現在行っております29年の台風21号後の河川整備については、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、4ページをご覧ください。

先ほどご紹介いたしました平成23年9月台風12号洪水の概要についてです。

平成23年9月の台風12号に伴う降雨によって、基準地点相賀上流の流域平均雨量が24時間雨量で観測史上最大となる714 mm を記録いたしました。これにより、基準地点相賀では観測史上最大流量の約2万4,000 m^3/s を記録し、現行の河川整備基本方針の基本高水のピーク流量1万9,000 m^3/s を大きく上回る大規模な洪水が発生いたしました。新宮川水系の広範囲で洪水氾濫による多くの浸水被害が発生し、国管理区間の沿川においては3,322戸もの家屋が浸水いたしました。

続きまして、5ページをご覧ください。

平成23年台風12号洪水後の河川整備状況についてです。

平成23年台風12号による甚大な被害が発生したことを契機に、平成23年から河川激甚災害対策特別緊急事業に着手し、主に河道掘削や築堤、河川構造物の耐震対策等を実施し、現行基本方針の計画高水流量1万9,000 m^3/s を安全に流下させる対策を実施いたしました。

平成29年度からは緊急対策特定区間を指定し、事前予防策として、熊野川の水位の影響を受ける相野谷川も含めた浸水被害の軽減を図るため、河道掘削や掘削に伴う橋脚補強といった対策に取り組みました。

続きまして、6ページをご覧ください。

平成29年台風21号での洪水後の整備についてです。

近年では、平成29年台風21号による豪雨によって、スライド左側の写真にありますとおり、新宮市では甚大な内水被害が発生いたしました。その被害を受け、国、県、市が連携して、具体的な対策案であります市田川流域大規模浸水対策計画を平成31年3月に策定いたしました。

た。その中で、国の対策としては、市田川排水機場のポンプ増強、また、熊野川の河道掘削が位置づけられ、現在実施中でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

新宮川水系の利水ダムによる事前放流についてです。

新宮川水系では、平成23年台風12号により流域に甚大な被害が発生したことを受け、流域内にある利水ダムのうち、管理者が取り組むことができる運用の改善によって洪水の軽減を図るために、池原ダム、風屋ダム及び猿谷ダムによる暫定操作によって洪水時のダム下流における水位を低下させ、堤防の決壊リスクを軽減させる操作を実施してまいりました。それにより、令和元年台風10号においては、池原ダムの暫定操作により最大で約900m³/sの流量低減効果を発揮いたしました。その際のダムの空き容量確保のイメージは、スライド右側に示しております。

新宮川水系では、令和2年5月29日に新宮川水系治水協定を締結し、今後は協定により、スライドの左側でございますダムの位置図にも示しておりますが、池原ダム、風屋ダム、そして猿谷ダム以外の利水ダムにおいても治水協力が行われることになりました。

続きまして、8ページをご覧ください。

日足地区での河道掘削及び利水ダムの治水協力による水位低減効果についてです。

和歌山県新宮市日足地区では、平成23年の出水後、治水安全度の向上を図るため、熊野川の河道掘削を実施するとともに、先ほどご紹介いたしました利水ダムの治水協力に向けた利水者との情報交換等を進めてまいりました。

令和元年台風第10号の出水においては、防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策により加速した河道掘削や発電専用ダムである風屋ダム・池原ダムの治水協力をいただきました。

その結果、スライド左下の図に示しておりますとおり、掘削と利水ダムの洪水低減がなかった場合に比べ約1.3mの水位低減効果があり、家屋浸水が発生するまで残り約30cmのところまで水位上昇しましたが、家屋の浸水被害を回避することができました。

説明については以上でございます。

○ 藤田委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました2つのことがございましたが、まず、資料3の熊野川懇談会の役割と経緯ということにつきまして、意見またはご質問がありましたらよろしく

お願いいたします。いかがでしょうか。

ウェブ参加の方は、適宜ミュートを外して、声を上げて発言していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

今回から懇談会に参加される方も特にご質問ないでしょうか。この役割ですけれども、懇談会の。

これまでの経過で、一旦、基本方針が策定された後に2回懇談会をやったというところがあったのですが、見直す必要があるということで、第10回の後に基本方針の見直しということが書いてありますけれども、この基本方針の見直しはまだ完了してないということでよろしいでしょうか。

○ 河川管理者

紀南河川国道事務所の岸本でございます。方針の見直しは今進めている最中でございます、いつまでという目途は立っておりませんが、早急にとっております。

○ 藤田委員長

見込みとかそういうのはあまり分からないということでしょうか。

○ 河川管理者

今、見込みは持ちえてないのですが、後で説明します気候変動の関係がございまして、その辺りをどう取り組むかということは全国的に取り組んでおりまして、その第一陣目の水系になってきますので、また目途が立ちましたらご報告させていただきたいと思っております。

○ 藤田委員長

よろしく申し上げます。

そういう状況のようですが、この熊野川懇談会につきましてはもう再開したということであると思っております。

役割につきましては、特にご質問等ございませぬでしょうか。

それでは、続きまして、熊野川の概要についてということで、最近の災害、洪水等の対策についても資料が書かれていますけれども、これについて質問がございましたら、よろしく願いいたします。

○ 山本委員

山本です。

○ 藤田委員長

よろしく申し上げます。

○ 山本委員

平成23年台風12号の被害について随分心配しました。というのは、熊野川、世界遺産になっていまして、川沿いにいろんな伝説の奇岩・奇石がございます。それが飛んでいってないかなと思ひまして随分心配したのですが、船で下って調査しただけですが、大した被害はございませんでした。本質的な価値を損なうような被害はありませんでした、大変安心をいたしました。ただ、1つだけ、弁慶の力石というのが飛んでいったようです。弁慶も水害には勝てなかったようでございます。

以上でございます。

○ 藤田委員長

ありがとうございました。他に特にそういう川の中の大事なものにつきましては問題なかったということです。

清岡委員、よろしく申し上げます。

○ 清岡委員

意見というのではないのですが、そのときの河道掘削とか、いろいろなことをやっていただいたおかげで、地元の方からの感謝の言葉を伺ってまいりましたので、お伝えしておきたいなと思います。あのときの、8年前のような災害は免れるだろうということで感謝申しておりました。その意見だけなのですが、また官民一体になっていろんなことを進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○ 藤田委員長

地元からは、適切な対応があったということでありました。

他にご意見、ご質問ございますか。ウェブのほうからいかがでしょうか。

○ 横田委員

横田ですが、よろしゅうございますでしょうか。

○ 藤田委員長

横田委員、よろしく申し上げます。

○ 横田委員

2点ございまして、まず1点は、5ページなのですが、平成23年の被害を契機に、

いわゆる緊急事業に着手をして、1万9,000 m³/sを安全に流下させる対策を取った、こう書いてあるのですが。それまでの1万9,000 m³/sがずっと基本方針で書いてある中で、1万9,000 m³/sも安全に流下できなかったのかどうかという確認が1点。

それから、もう1点は、新宮川の治水協定が締結されたというくだりが7ページにあるのですが、どういうことが書いてあるのか教えていただくことは可能でしょうか。

以上2点でございます。

○ 藤田委員長

ありがとうございます。

それでは、河川管理者のほうからご回答をよろしくお願いします。

○ 河川管理者

今頂きました意見について、平成23年を契機に1万9,000 m³/sを安全にということなのですが、この安全にというのは、ハイウォーターレベルということで、計画高水位という水位を設定しております。それ以下で流すということを目指してきています。

方針が平成20年にできまして、1万9,000 m³/sという数字を計画高水位以下に流そうということで、その後、整備計画ということ、具体的な工事の内容をつくりまして、水位を下げる掘削とかをしようという計画を立てている最中に来ましたので、平成20年の方針ができた段階では、計画高水位以下で1万9,000 m³/sを流すことはできておりませんでした。それを今回、平成23年の災害を受けまして、1万9,000 m³/sという従来の方針の水位をハイウォーター以下に下げるという工事を行ったということで、今はもう少し、今年、来年とかかかるとはありますが、それで計画高水位以下に収まるということで、こういう1万9,000 m³/sを安全にという表現が、実はそういった水位で1万9,000 m³/sを流すというところまで工事を進めましたということでございます。

それと、治水協定の内容でございますが、実はこの新宮川水系につきましては、平成23年以前にも洪水の低減ということで、電源開発さん、それから関西電力さん等に、特に電源開発さんにつきましては大きなダムを、池原とか風屋とかお持ちですので、協力をしていただきました。平成23年の洪水を受けまして、より協力をいただけるということで、平成23年以降も毎年ずっとやってきておりまして、どのような操作をしたらいいかということを経営的な治水協議会とかいう中で示していただきまして、毎年いろいろ改善をしながら進めておりました。

その中で、今年の5月に治水協定ということでさせていただきましたが、実態は例年、今ま

でやってきた操作そのものをするということですが、協定の中には最大使えるボリュームを記載しております。状況によりましては最大まで使えない場合もございます。

それと、あともう1点は、先ほど説明でもありましたが、風屋と池原以外のダムも協力いただくということで書き込んでおりますので、内容的にはどのダムで最大どれだけのボリュームを使って協力をしていくということを書いてございます。

以上でございます。

○ 藤田委員長

ありがとうございます。

横田委員、いかがでしょうか。

○ 横田委員

ありがとうございました。

○ 藤田委員長

今のご説明のとおりですかね。

災害協定につきまして、今日は電源開発からも来られていますので、何か補足がありましたら、補足説明をお願いします。

○ 新村電源開発株式会社西日本支店長代理

電源開発の新村でございます。座って失礼させていただきます。

今、岸本さんのほうからご説明いただいたとおりでございまして、私どもは平成23年の水害を受けて以降、平成24年以降、いろんな学識者の皆様、それから河川管理者の皆様からご意見いただきまして、地元と協力しながら今の暫定運用、暫定運用と呼んでおりますが、実際には今は決まった治水協定という運用をさせていただいております。今後とも治水の、特に大きな台風が来る場合、水害が可能な限り抑制されて被害を最小化するというを目的にしまして運用させていただきたいと考えてございます。

今ちょっとございましたように、洪水調節可能容量というところのご説明がありましたが、ここにつきましては、なかなか条件がそろわないとあのような量にならないということがございます。したがって、その条件、時々によってご協力できることが違うことがございますけれども、なるべく被害が起きないような対応を暫定運用を継続し流域の防災減災にご協力してまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上、ご説明を終わります。

○ 藤田委員長

ありがとうございました。

7ページのところにその効果を書いてありますが、この量につきましては、今回はこういう低減効果があったけども、次はまたこれになるかどうか分からないということですね。

○ 松尾委員

松尾ですが、よろしいでしょうか。

○ 藤田委員長

松尾委員、よろしくお願いたします。

○ 松尾委員

今の治水協定ですけれども、池原と風屋ダム以外というのは、この7ページの左側の図の赤で囲ってあるダムがその対象になるのでしょうか。

○ 藤田委員長

いかがでしょうか。

○ 河川管理者

そうです。赤が電源開発さんのダム。それから、黒が関西電力さんのダムということで。あと、緑は元からやっています猿谷ということで、直轄のダムということで、全ての名前のあがっているダムが協力の対象となっております。

○ 松尾委員

ここに記載してある全てのダムが対象になるということですか。

○ 河川管理者

はい、そうです。

○ 松尾委員

分かりました。ありがとうございます。

それと、もう1点よろしいでしょうか。

○ 藤田委員長

はい、どうぞ。

○ 松尾委員

この熊野川懇談会は直轄区間を主に対象とするというのはそうだろうと思いますけれども、直轄区間以外の県管理区間ですね、この河川整備計画と整合させていく必要があると思うので

すけれども、この熊野川本川の直轄区間の整備計画と、それから、おそらく和歌山県のほうになると思いますけれども、県管理区間の整備計画の整合というのはこれから図っていくということでしょうか。

○ 藤田委員長

その点、いかがでしょうか。

○ 河川管理者

直轄以外につきましては、和歌山県域、それから三重県域につきましては、平成29年10月に策定をされております。今その事業をされている最中ですので、当面は、まずはそれを進めていただくということで、それが全て終わりましたら次の計画のときにはと思っています。奈良県域についてはまだできてないということですので、直轄は特に非常に短い距離ではございますが、その辺りとも連携というか、協議をしまして、直轄をするときにはその辺りのご意見も聞きながら、範囲としまして直轄で何ができるかということになりますが、いろいろとご意見を伺いながらやっていきたいとは思っております。

○ 藤田委員長

松尾委員、いかがでしょうか。

○ 松尾委員

分かりました。ぜひ連携を密にしてやっていっていただきたいと思います。

○ 藤田委員長

奈良県の管理区間についてはどういうふうになる？

○ 河川管理者

奈良県は、奈良県域の整備計画というのはまだ策定ができてないと聞いておりますので、こちらも、また奈良県さんのほうからも状況を聞いたりとか、直轄、特に上流の猿谷ダムの周辺が奈良県になりますので、何か関連するところがあるのかというのを聞いて、進めていきたいと思っております。

○ 藤田委員長

よろしくをお願いします。

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、今後の予定。これについてご説明お願いいたします。

○ 河川管理者

それでは、資料5、今後の予定についてご説明させていただきます。

今後の予定といたしましては、上から、本日7月13日の第10回熊野川懇談会によって、委員長、そして委員長代理の選出、規約の改訂、今後の情報公開方法の策定といったことを協議させていただきました。

その後、今年度の8月頃について現地視察会をさせていただき、その後、第11回熊野川懇談会を開催したいと考えております。

この8月頃を予定しております現地視察会については、委員の方々とまた別途日程や視察ルートについて調整を進めさせていただきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

今後の予定については以上です。

○ 藤田委員長

ありがとうございました。

それでは、今後の予定につきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。

先ほどの基本方針が決まるかどうかというのはよくまだ分からないようなので、第11回るときというのはまだ決まってないかもしれないですか。

○ 河川管理者

すいません、目途が分かりかねますので、第11回にどういった内容をさせていただくかというの、現地を見ていただきまして、そのときも意見をいろいろと頂きまして、第11回をいつ頃、どんな内容でということもまた考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 藤田委員長

何かご意見ございますか。

これまで9回懇談会をやっていますので、その概要というか、何を議論してきて、どういうまとめ方をしたかということにつきましては、第11回でご説明いただけるということでしょうか。

○ 河川管理者

分かりました。そのようにしていきます。

○ 藤田委員長

一応8月に現地視察するということですが、今、新型コロナの関係でなかなか具体的にどうするかは難しい問題もありますけども。その点、皆さんやっぱり今、感染症について少し注意深くなっておられると思うんですけども、現地視察につきましては何かございますでしょうか。

○ 河川管理者

まだ具体的な案までできていませんが、やはり今委員長がおっしゃったように密にならないということで、委員の方を幾つかのグループに分けて日を変えるなりしていきたいと思っております。

それとあと、山本委員もおっしゃったように、川の中の奇岩とかもありますので、その辺も取り込めないかということで検討していきますので、そういういろんなルートとかプランというのをまたお示しさせていただきますので、その点、また委員長中心に案を考えて、委員の皆さんに提示したいと思っています。

○ 藤田委員長

よろしくをお願いします。

委員の皆さんはよろしいでしょうか、今後の予定ですが。

それでは、4の報告事項に移りたいと思います。河川管理者のほうから説明をお願いいたします。

○ 河川管理者

それでは、報告事項として、気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申概要についてご説明させていただきます。

資料については、資料6をご覧ください。

本資料は、本省で開催されました社会資本整備審議会河川分科会の「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」からいただいた答申が概要としてまとめられたものです。かいつまんで説明させていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。

これまでの対策では、「施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築」と「洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とソフト対策」を組み合わせることで進めておりました。

一方、近年の社会情勢の変化として、気候変動の影響による水災害の激化、少子高齢化、情報通信技術の進展などがあり、これらを踏まえ、これからの対策は、気候変動を踏まえた計画の見直し、そして、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策、「流域治水」への転換が求められております。

続きまして、3ページをご覧ください。

まず、気候変動を踏まえた計画の見直しについてです。

これまでの計画は、過去の降雨や高潮の実績に基づいて作成されていたのですが、気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると、現在の計画の整備完了時点では実質的な安全度が確保できないおそれがあることから、今後は、気候変動による降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直すことが求められております。

続いて、4ページをご覧ください。

流域治水についてです。

従来の治水は、河川、下水道、砂防、海岸などの各管理者が河川区域や氾濫域について対策を実施しておりましたが、流域治水で目指すところは、管理者だけでなく、あらゆる関係者の協働により、河川区域や氾濫域のみならず、流域全体で対策が行われることを目指すこととされております。もちろん各管理者のハード対策も引き続き行うのですが、これに加えて、管理者以外のあらゆる関係者が流域全体で対策することが求められております。

続きまして、5ページをご覧ください。

流域治水の考え方についてです。

河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、その流域の関係者全員が協働して3つの対策を行います。

まず、1つ目が氾濫をできるだけ防ぐ対策。2つ目が被害対象を減少させるための対策。そして、3つ目が被害の軽減・早期復旧・復興のための対策です。これらを総合的かつ多層的に取り組むことが「流域治水」の考え方となります。

少し飛びますが、10ページをご覧ください。

ただいまご説明いたしました流域治水の施策のイメージをご説明させていただきます。

まず、1つ目、氾濫をできるだけ防ぐ対策として、雨水貯留機能の拡大、流水の貯留、持続可能な河道の流下能力の維持・向上、氾濫水を減らすといった対策がございます。

また、2つ目、被害対象を減少させるための対策として、リスクの低いエリアへ誘導・住まい方の工夫、氾濫範囲を減らすといった対策がございます。

そして、3つ目、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策として、土地のリスク情報の充実、避難体制を強化する、経済被害の最小化、住まい方の工夫、被災自治体の支援体制充実、そして、氾濫水を早く排除するといった対策がございます。

最後に、13ページをご覧ください。

流域治水の全体像を社会全体で共有するため、プロジェクト、計画の作成を通じて対策の全体像を今後示していくことが必要とされており、令和元年東日本台風で被災した7つの水系において「緊急治水対策プロジェクト」を推進し、全国の河川で「流域治水プロジェクト」による事前防災対策を加速させるとともに、気候変動に対応できる新たな治水対策への転換として、計画の見直しが必要とされております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○ 藤田委員長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました気候変動を踏まえた水災害対策のあり方ということで、社会資本整備審議会のほうに答申された概要の説明でございましたが、令和2年7月に答申されたものですので、今まさにされたてというようなことだと思います。

委員の方から何かご質問等ありませんでしょうか。

○ 山本委員

山本です。我々文化財のサイドでも、災害に対するいろんな古い記録、調査、それから、地名、いわゆる災害地名みたいなこととか、あとは、災害の記念碑、そういったものの調査がかなり進んできました。東日本あるいは紀伊半島大水害の以降という形ですね。若い研究者、伊勢湾台風も知らないわけですから、後出しじゃんけんみたいに思われるかもしれませんが、我々としてもそういったものをしっかりと検証して、また、今後とも、住民に対していろいろ啓発、PRをしていくということがすごく大事なのだろうとみんな研究者も思ってきておりますので、こういった今後の施策とリンクしながら、一緒になって防災、水害対策というものをみんなで進めていく、その一翼を担えればいいなと思っております。

以上です。

○ 藤田委員長

ありがとうございます。

河川管理者のほうから何かございますか、今のご発言に対しまして。

○ 河川管理者

今頂きましたご意見のとおりだと思っています。流域治水ということで。要は、近代以前は、やはり流域的な治水ということが、信玄堤とかありますが、そういったもので取り組まれてきたと思います。洪水を川の中へ閉じ込めるということが難しくなったということで、その点につきましては、どこが危険かということにつきましては、先ほど山本委員がおっしゃっていただきました地名とか過去の記録の記念碑とかいうのを非常に貴重な私たちに示しいただいている記録だと思っておりますので、その辺りもまた河川管理者としても取り入れられるところは取り入れて、洪水の検証であるとかそういったことに使っていければと思っておりますので、また、資料とか頂けるものがありましたら頂けたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 藤田委員長

よろしく願いいたします。

他にございますか。

○ 松尾委員

この熊野川の治水対策については、まさにこの流域治水の考え方をやはり進めていく必要があるのだらうと思います。これまでも治水対策協議会、あるいは電力ダムの容量の必要量確保などで既にもう取組が始められているかと思いますが、これからの整備計画策定、見直しをしていくにあたっては、ぜひこの流域治水の考え方をさらに推進していくようなそうした取組をしていく必要があるのだらうと思っています。

○ 藤田委員長

ありがとうございます。

流域治水が非常に大事なのでというご意見でしたけども、その辺、どうですか。

○ 河川管理者

おっしゃるとおりでございまして、この答申も出ていますように、流域治水プロジェクトというのを熊野川でも新たにまた作成できるように、今、各県さんとか市町村さんとか、その辺りの話をして、既に総合的な治水対策協議会というのもしておりますが、もう一段踏み込んだ

ような流域治水プロジェクトというのをつくれるように今後進めていきたいと考えております。

○ 藤田委員長

よろしく願いいたします。

他にございますか。

○ 中島委員

これに書かれていないのですけれども、市田川の水門の件に関してなんですけれども。私とこの近所も床上浸水でいつも水害のときに苦情が来ます。それで、私、すぐに電話するのですけれども、市役所へ。市役所はもうずっと電話が不通で、そして、今度は紀南河川事務所へ電話するのですが、ここもいつも話し中で、仕方がないから田辺へ電話するのですけれども、この水門の方へ電話したら、今、一生懸命にポンプアップしていると。それで、水門を開けてほしいと言うのですけれども、この水門の開閉は電動で27分と聞いたのですけれども、以前。手動で27分ですか。電動になれば7分とか聞いたのですけれども、この時間の差ですけれども、水門を開けてくれたら5分で私とこの地域、全部床下から水がなくなるのですよね。あっという間ですけど、ここを何とか検討していただきたいのですけれども。

その本川の流量と、そして、その満潮の関係と思うのですけれども、このときも一番大事なそのタイミングというんですかね、水門の開け閉めの。何とかしていただけないでしょうか。これ、私の町内会からももうすごく苦情が出ているとこなんですけれども、何とかいい方法で考えていただきたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○ 藤田委員長

ありがとうございます。

これはどなた。紀南河川さんでいいですか。

○ 河川管理者

紀南河川です。先ほどおっしゃいました市田川の水門は全て電動でやっておりますので、手動ですることにはないです。また、具体的なことをお教え願いたいのですが、また、満潮のときに水門を開けっ放しにしていますと、より高い水位が入ってきますので、それを高い潮が入ってこないように止めて、市田川のほうが低いときに閉めていると。市田川のほうが高くなれば開けるということをし、閉めている最中に水位が上がってきた場合はポンプをかけて水を出すということをし、操作規則をつくっております、それに基づいてやっているということでございますので、もう少し具体的にまた後でも結構なのでお聞かせ願えたら、どうい

うことをやっているかとかいうのはまたご説明させていただきたいと思います。

○ 藤田委員長

ありがとうございます。

中島委員、よろしいですか。また個別に話合いの場をつくっていただけたらいいかと思えます。

他にございますか。

基本方針はこの答申を受けて、これを考慮しながら基本方針をつくるということですね。

○ 河川管理者

はい、そうです。

○ 藤田委員長

ですから、少しやはり時間がかかるということでしょうか。

○ 河川管理者

はい。答申が出ましたので、これに基づいて、温暖化していけば、気候変動していけばこの当地域で降る雨がどのように変化していくか、今までよりやっばり増えると。全国的には増えるという傾向ですので増えるのでないかなということ、出てくる量も、水の量も増えるのではないかということですので、より大きな流量を対象になってくる可能性がありますので、その点を今検証している最中でございます。

○ 藤田委員長

よろしくをお願いします。

他にご意見がなければ次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

森委員、よろしくをお願いします。

○ 森委員

京大の森でございます。気候変動の話題が出ましたので、追加で1つだけご報告があります。先週公表されましたけども、国交省及び海岸関連省庁で気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会というところで、沿岸部の海面上昇をどう考えるかというものが発表されておりますので、近畿地整の方はもちろんご存じだと思いますけども、基本方針に入れる必要があるかどうかは分かりませんが、情報としてはお伝えしておきます。

以上でございます。

○ 藤田委員長

その辺の情報はもう得られていますでしょうか。

○ 河川管理者

すいません、私はそのものをまだ見てないのですが、おっしゃるように、その海面と、河川の出発水位ですね、その辺りの関係とか、そこも検討していく内容でございます。

○ 藤田委員長

特に下流の地域は影響を受けますと思いますので、ぜひ今のご意見について考えていただきたいと思います。

他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これで、議事、説明事項、報告事項と終了いたしました。それで、最初に議事3で、紙によるニュースレターについて各懇談会のときに意見を聞くということでもございましたので、ニュースレターを作成するかどうかについてご意見がございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

特にないようでしたら、河川管理者のほうからご提案していただけないでしょうか。

○ 河川管理者

では、河川管理者のほうから提案させていただきたいと思いますが、今回は、住民の皆さんからのご意見を聞く方法の周知も含めて、印刷、そして配布をさせていただきたいと考えております。

○ 藤田委員長

今回はニュースレターを作成するということですね。それでよろしいでしょうか。

では、今回はニュースレターを作成するというところでございます。

それでは、議事等が終わりましたが、最後に議事を締めくくるに当たりまして、本日の議題の中でどうしてもこれだけは伝えておきたいというご意見がございましたら、ご発言お願いいたします。

いいでしょうか。特にございませんか。

それでは、本日の議題等に関しまして、この後、何かお気づきの点などがございましたら、後日事務局のほうへ、メールなり、またはファクス等でお伝えいただけたらと思います。よろしいですか。また、意見がありましたら事務局のほうにご連絡ください。

河川管理者、庶務から連絡事項など他にございませんでしょうか。

○ 河川管理者

よろしいですか。立川先生がウェブで参加されたということで報告させていただきます。

○ 藤田委員長

立川先生、ご参加ありがとうございます。

○ 立川委員

どうもありがとうございます。遅れて参加で大変申し訳ありませんでした。これからどうぞよろしく願いいたします。

○ 藤田委員長

いえ、今後ともよろしく願いいたします。

他に庶務のほうから。

○ 河川管理者

河川管理者からですけども、住民の皆様からのご意見についてもお聞きできるように、紀南河川国道事務所の熊野川懇談会サイトにご意見を送信できる機能を作成いたしました、送信先は庶務の東京建設コンサルタントとなります。また、ファクスによるご意見の受付も併せてニュースレターに記載し、周知させていただきたいと思っております。

○ 藤田委員長

ありがとうございます。

それでは、本日傍聴していただきました方々でご意見がおありの方は、そちらのサイトのほうから庶務にご意見をお送りいただけたらと思います。

このサイトは既にありますか。

○ 河川管理者

はい。もう既にあります。

○ 藤田委員長

それでは私の進行はここまでとさせていただきます、司会のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 河川管理者

長時間にわたりますご議論、どうもありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、紀南河川国道事務所長の川尻よりご挨拶申し上げます。

○ 川尻紀南河川国道事務所長

紀南河川国道事務所長の川尻でございます。

本日はご多忙の中、委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。本日、またいろんなご意見を頂戴しましてありがとうございます。

今後、本日再開しました本懇談会におきまして、改めて熊野川のあり方についてご意見を頂きながら、河川整備計画の策定に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○ 河川管理者

長時間にわたりますご討議、大変ありがとうございました。

それでは、これもちまして第10回熊野川懇談会を閉会させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

最後に、会場を出られる際も密にならないよう、ソーシャルディスタンスを確保していただくようお願いいたします。ありがとうございました。

—— 了 ——